

中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業実施要領

1 目的

中山間地域等において、地域に不足するサービスなどの社会貢献を伴うコミュニティビジネスを開始しようとする者の起業化支援や既に実施している事業者等への事業拡大等に伴う整備等を支援し、安心・安全な地域生活を確保することを目的とする。

2 助成対象となる事業

鳥取県の中山間地域において実施されるコミュニティビジネスであって、次の条件のすべてに該当する事業とする。

- (1) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を目的としたものであること。
- (2) 有償で行われかつ継続性のある事業であること。
- (3) 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。
- (4) 宗教活動、政治活動でないこと。
- (5) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- (6) 助成対象経費について他の助成金等の交付を受けない事業であること。
- (7) 新たに起業する場合、助成決定後、当該年度内（3月31日まで）に創業する事業であること。

3 事業計画提出の方法

事業計画の作成者は、当該市町村長へ事業計画を提出し、計画についての同意を得るものとする。市町村長は事業計画の内容を適当と認め、同意したときは、事業計画書（補助金交付要綱の様式第1号）を企画部地域づくり支援局中山間地域振興課に提出期限までに提出するものとする。なお、提出期限は企画部地域づくり支援局中山間地域振興課長が別に定める。

4 事業の採択

採択にあたっては、提出のあった事業計画の中から民間有識者等を含めた審査会において、事業の目的や事業採択の評価基準に基づき決定する。

(1) 審査方法

書類審査及び必要に応じてプレゼンテーションによる審査会を実施し、助成する事業計画を選考する。

(2) 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

- ① 社会貢献性、公益性
中山間地域の課題解決を目的としているか、公益性、社会貢献性が高いか 等
- ② 事業の可能性及び継続性
事業を起業し継続実施できる人材、資金、市場ニーズ等が備わっているか 等
- ③ 地域経済への貢献度
地域内の資源の積極的な活用や地域住民の雇用など地域内の経済効果が期待できるか 等
- ④ 独創性、先駆性
既存のサービス提供方法と比較して優れているか、独創的であるか 等
- ⑤ 他地域への波及期待度
モデル性が高く、他地域への波及効果が期待できるか 等

(3) 結果の連絡

審査結果については、審査を受けた全ての個人、団体に文書にて連絡する。なお、採択された事業案件は公表することがある。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以降に実施する事業から適用する。